



令和6年度物価高騰対策給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和6年度物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和5年度に行った住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）、均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）との**重複受給はできません**。
- 令和5年度に行った住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）、均等割のみ課税世帯に対する給付金（10万円）の支給対象者（未申請、辞退、提出期限後に申請書等を提出し不支給となった世帯を含む）は、令和6年度物価高騰対策給付金の**支給対象外**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2週間以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年度住民税が新たに

- ① **「非課税」** となった世帯
- ② **「住民税均等割のみ課税」** となった世帯

※住民税が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外



確認書を郵送します **(要返送)**

- ・ 令和6年6月3日時点で瑞穂市に住民登録があり、支給の対象となる場合、世帯主宛に確認書が送付されます。
- ・ 転入者のかたで支給対象となる場合は、申請が必要です。福祉生活課へお問い合わせください。

※令和6年度市県民税が未申告のかたがいる世帯は、申請書が送付されます。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

支給の対象世帯 <令和5年度、6年度の住民税課税状況で対象世帯が決定されます>

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から瑞穂市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。対象のかたは内容を確認、必要事項を記入し、**返信してください**。

提出期限 令和6年10月31日(木)

※口座を変更する場合などは添付書類が必要です。



世帯の中に、令和5年1月2日以降、瑞穂市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。令和5年度と令和6年度の住民税課税状況を確認の上、支給対象の場合は、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。
- 令和6年1月2日以降、瑞穂市に転入したかたがいる世帯は、転入したかた全員の「令和6年度住民税課税証明書」または、「住民税非課税証明書」を添付し、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。
- ※申請書はホームページからダウンロードできます。

提出期限 令和6年10月31日(木)

子ども加算について

- 令和6年度新たな住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。子ども加算については、子ども支援課へお問い合わせください。令和5年度の子ども加算との重複受給はできません。

健康福祉部 子ども支援課

TEL **058-322-3022**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

瑞穂市役所 健康福祉部 福祉生活課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

TEL **058-327-4123**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)